

# 高齢者とその家族を支えます

市では、在宅の高齢者とその家族が、安心して充実した生活が送れるよう、介護保険サービスでは補えないそ れ以外の様々な事業を実施しています。

今回、いくつかの主な事業についてご紹介しますので、ご利用ください。

なお、各事業の利用にあたっては事前に申請が必要です。利用したいサービスの詳細や申請方法については、 市役所介護高齢課、各総合支所市民福祉課までお気軽にお問い合わせください。

# 福祉タクシー事業

医療機関に通院する場合や各種福祉行事への参加、または市役所・総合支所及び公の施設を利用する際のタク シー利用料金を一部助成します。利用券の交付を受け、指定のタクシー会社をご利用ください。 (往路、復路それぞれ1回として数えます)

## ○利用できる方

一般の公共交通機関の利用が困難、また は下肢が不自由な方で次のいずれかに該当 する方

- 1 満65歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 3 療育手帳の交付を受けた方

# ○利用者の負担

| タクシー利用料金      | 利用者負担        |
|---------------|--------------|
| 1,000円以下      | 400円         |
| 1,001円~2,000円 | 800円         |
| 2,001円~3,000円 | 1,200円       |
| 3,001円~4,000円 | 1,600円       |
| 4,001円~5,000円 | 2,000円       |
| 5,001円~       | 3,000円を控除した額 |

# 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

敷き布団、掛け布団、綿入れかいまき、毛布のクリーニングを行う際の利用料金を助成します。 サービス利用券の交付を受けて、指定のクリーニング店でご利用ください。

#### ○利用できる方

2 毛布

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯に属する方

## ○対象の寝具類及び利用者の負担

# ○利用の限度

1 敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき

200円 100円

原則年2回まで

# はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

1枚1,000円のはり・きゅう・マッサージ券を交付します。助成券の交付を受け、指定施術機関でご利用くださ 61

#### ○利用できる方

- 1 70歳以上の方
- 身体障害者手帳(1級、2級)の交付を受けている方
- 3 60歳以上で身体障害者手帳(3級~6級)の交付を受けている方

#### ○利用者の負担

○利用の限度

利用料金から1,000円を控除した金額

年10回まで

# 家族介護用品(紙おむつ等)支給事業

在宅で高齢者等を介護している家族に、介護用品を購入するための助成券を交付します。 介護用品購入助成券の交付を受け、指定販売店でご購入ください。

# ○利用できる方 ※在宅の場合に限ります。(入院・入所中は、対象になりません)

- 1 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
- 身体障害者手帳(1級、2級)の交付を受けている方
- 3 特定疾病該当者(65歳未満の介護保険認定者)

#### ○利用の限度

年間60,000円

ただし、次の要件にすべてにあてはまる方は、年間75.000円

- 1 申請日現在65歳以上の方
- 2 要介護3以上の認定を受けている方
- 3 前年度の市民税が非課税の世帯に属する方
  - ※助成券を利用して購入できる介護用品は「紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャ ンプー、おしり拭き、防水シーツ、防水シート |です。 それ以外のものは購入できません。

# 訪問理美容サービス事業

寝たきり等で理美容店に行けない方に対し、訪問によるサービスを提供し、その費用の一部を助成します。助 成券の交付を受け、指定理美容店でご利用ください。

#### ○利用できる方

在宅のおおむね65歳以上の寝たきり、または認知症の方で、常時臥床の状態にあるか、日常の生活の大半に 介護を必要とする状態が今後も続くと認められる方

#### ○利用者の負担

○利用の限度

1回につき2,000円

年6回まで

# 配食サービス事業

栄養のバランスのとれた食事を提供し、その費用の一部を助成するとともに、安否確認を行います。大宮地域 の方は南部包括支援センター (**☆**53 - 6810)、それ以外の地域の方は北部包括支援センター (**☆**57 - 3326) にご相 談ください。

#### ○利用できる方

老衰・心身の障がい及び疾病等の理由により調理が困難な方で、次のいずれかに該当する方

- 1 おむね65歳以上でひとり暮らしの方 2 高齢者のみの世帯に属する方

3 在宅の身体障害者

#### ○利用者の負担

○利用の限度

1 食300円

週7回以内

# ○利用方法

市役所または各総合支所で利用の申請をし、ご利用ください。その際はアセスメント票(ケアマネージャー 作成) の提出が必要となるため、まずは包括支援センターにお問い合わせください。

#### ■問い合わせ■

介護高齢課 介護・高齢者福祉グループ ☎52-1111(内線176)

各総合支所 市民福祉課 福祉グループ(代表)

山方 57-2121 美和 258-2111 緒川 2756-2111 御前山 555-2111

※上記のほか、ご近所の民生委員児童委員にもお気軽にご相談ください。